

市第 126 号議案

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更
の認可

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
次のように認可する。

平成30年 2 月 16 日提出

横浜市長 林 文 子

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可（平成17
年 3 月 24 日議決）の一部を次のように変更する。

第17項第 1 号中「120,000 円」を「180,000 円」に改め、第18項
第 1 号ア中「5,400 円」を「7,560 円」に改める。

提 案 理 由

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の変更について
認可したいので、地方独立行政法人法第23条第 2 項の規定により提
案する。

参 考

公立大学法人横浜市立大学が徴収する料金の上限の認可

(抜粋)

($\frac{\text{上段}}{\text{下段}}$ $\frac{\text{変更案}}{\text{現行}}$)

17 分べんの介助手数料

(1) 産児 1 人のとき $\frac{180,000 \text{ 円}}{120,000 \text{ 円}}$

(第 2 号省略)

18 診断書等の交付手数料

(1) 診断書

ア 自動車損害賠償責任保険に関する診断書、生命保険に関する診断書その他記載事項がこれらに類するもの

1 通 $\frac{7,560 \text{ 円}}{5,400 \text{ 円}}$

(イ及び第 2 号から第 4 号まで省略)

地方独立行政法人法 (抜粋)

(料金)

第 23 条 地方独立行政法人は、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 設立団体の長は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。